

## (仮称) 明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (骨子案)

### (1) 趣旨

児童福祉法第 12 条の 4 第 2 項の規定に基づき、当該基準を定めることを規定します。

### (2) 最低基準の目的等

当該基準 (最低基準) は、一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、心身共に健やかに安全な生活を送ることを保障するものであり、市は最低基準を常に向上させるように努めます。

### (3) 一般原則

一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならないことのほか、定期的に外部の者による評価を受けること、必要な設備を設けること、採光や換気等、児童の保健衛生や危害防止が図られるよう、構造設備に十分な考慮を払って設けます。

### (4) 児童の権利擁護

児童の権利や、権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢や発達など、児童それぞれの事情に応じ、適切な説明を行います。

また、正当な理由なく、児童の権利を制限するようなことは行わないこと、合理的な理由なく児童の所持する物の持ち込みを禁止するようなことは行わないこと等を規定します。

### (5) 設備の基準

一時保護施設に必要な設備を備えます。

### (6) 職員

職員の要件や、児童指導員及び心理療法担当職員等の資格のほか、職員が一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めること等を規定します。

### (7) 運営基準

非常災害対策や、安全計画・業務継続計画の策定など、一時保護施設の運営にあたって従うべき事項を規定します。

### (8) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等

学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、児童の希望を尊重しつつ、通学の支援等必要な措置を講ずるよう努めます。

その他、児童の自主性を尊重しつつ生活支援を行うこと、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築が図られるよう、必要な支援等を行うこと等を規定します。

※本条例は、国が定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和 6 年内閣府令第 27 号) に準ずる内容での制定を予定しております。

【参考資料】 一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和 6 年内閣府令第 27 号)